

大規模小売店舗の変更の届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条 1 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により市内に居住する者等は、本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

令和 5 年 10 月 2 日

佐渡市長 渡辺 竜五



- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 おたちゅう佐渡佐和田店
所在地 新潟県佐渡市東大通字赤坂 835 番地 外
- 2 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
（変更前）開店時刻 午前 9 時 00 分 閉店時間 午後 10 時 00 分
（変更後）開店時刻 午前 9 時 00 分 閉店時刻 翌午前 0 時 00 分
来客が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前）午前 8 時 30 分～午後 10 時 30 分
（変更後）午前 8 時 30 分～翌午前 0 時 30 分
- 3 変更する年月日
令和 5 年 10 月 20 日
- 4 上記 2 の変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
氏名又は名称 株式会社ビイブリッジ
法人代表者氏名 代表取締役 橋本 昌治
住所 東京都江東区亀戸六丁目 41 番 5
 - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ①駐車場の位置及び収容台数
位 置 届出書に添付された図面のとおり
収容台数 計 279 台
 - ②駐輪場の位置及び収容台数
位 置 届出書に添付された図面のとおり
収容台数 計 0 台

③荷さばき施設の位置及び面積

位 置 届出書に添付された図面のとおり

面 積 計 24 m²

④廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置 届出書に添付された図面のとおり

容 量 計 7.5 m³

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時間 午前 9 時 00 分

閉店時間 翌午前 0 時 00 分

②来客が駐車場を利用できる時間帯

駐車場 午前 8 時 30 分から翌午前 0 時 30 分まで

③駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 5 箇所

出入口の位置 届出書に添付された図面のとおり

④荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分

5 届出年月日

令和 5 年 9 月 26 日

9 縦覧場所

佐渡市地域振興部産業振興課

10 縦覧期間

令和 5 年 10 月 2 日から令和 6 年 2 月 2 日

11 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先

地域振興部産業振興課産業振興係

電話 0259-67-7863 ファックス 0259-63-2750

Eメール sangyo@city.sado.niigata.jp